

(4) 需要数の推計方法

- ① 看護職員の需要数を施設ごとに推計する。
- ② 各施設における看護の質の向上や勤務環境の改善などを見込む。(なお、平成22年に施行される保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正についても留意する。)

※ 短時間正規雇用職員及び非常勤職員については、需給見通しの策定に当たり、所定労働時間を基に常勤換算する。

※ 常勤換算については、就業時間を各施設の週の所定労働時間で除して算出する。
なお、常勤換算方法の具体例については調査票に記載する。

※ 各都道府県において需要数を積み上げて推計する場合に、未提出・未記入施設や抽出調査の推計に当たっては、提出・記入のあった全施設や抽出調査のあった全施設を積み上げた計数の伸び率を勘案して推計する。

(5) 供給数の推計方法

平成23年から平成27年の供給数は、都道府県が推計するものとする。

なお、算定の考え方は次のとおりとする。

年当初就業者数 + 新卒就業者数 + 再就業者数 - 退職等による減少数

※ 常勤及び非常勤の実人員を把握する。また、同様に、短時間正規雇用職員及び非常勤職員については、需給見通しの策定に当たり、所定労働時間を基に常勤換算する。

※ 「年当初就業者数」は、本実態調査の就業者数(6/1 現在)、同年実施の医療監視又は県で把握している従事者数とする。

※ 「新卒就業者数」は、県内新卒に県外からの新卒転入者数を加えた数とする。

県内新卒：卒業見込数に県内就職率を乗じた数

新卒転入者：年当初就業者数に新卒転入者率を乗じた数

※ 「再就業者数」は、年当初就業者数に再就業率を乗じた数とする。

再就業率：本実態調査の再就業者の実績又は各都道府県ナースセンターの就職率

※ 退職者数は、年当初就業者数に退職者率を乗じた数とする。

退職者率：本実態調査の退職者の実績

(6) 見通し期間

平成23年から平成27年までとする(5年間)。

(7) 都道府県の需給見通し結果報告期限

平成21年9月から、各都道府県において調査に着手し、調査票の「1. 基本情報」、

「2. 就業状況」、「3. 今後の看護職員配置計画」については平成22年2月15日までに集計の上、需給見通しを作成し、厚生労働省に提出する。調査票の「4. 看護職員確保に関する情報」については平成22年3月末日までに集計のうえ、厚生労働省に提出する。

3 各都道府県の調査方法

(1) 実態調査の実施方法

各調査対象施設に調査票を送付し、各施設が現状及び今後の経営方針を踏まえて記入したものの集計を踏まえ、都道府県が取りまとめる。

① 以下の施設については、全数調査を基本とする。

病院、有床診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション、助産所、
介護老人福祉施設、看護師等学校養成所、保健所、市町村、その他行政機関

② 以下については、既存統計資料の活用又は抽出調査でも可とする。

無床診療所、介護保険関係施設等（介護療養型医療施設、介護老人保健施設、
介護老人福祉施設を除く）、地域包括支援センター、社会福祉施設、事業所
（行政機関を除く）、研究機関、その他

(2) 調査項目

① 需給見通しの策定に直接関係のある調査項目に加え、各施設における看護職員の
離職防止策の取組など、看護職員確保対策の参考となる調査項目を盛り込んだ調査
とする。

② 各都道府県においては、必要に応じて、地域の特性を考慮し、独自の調査項目を
追加する。

※ 各都道府県において、関係団体、有識者、住民代表等の参加協力を得て、需給見
通しに係る検討の場を設置（既存の審議会等の活用を含む）しても差し支えない。

4 需要数の推計

(1) 推計の留意事項

現状を踏まえ、実現可能と判断される場合の需要人員数を推計することとし、各施設
とも以下を考慮するものとする。

① 看護の質の向上

ア 看護職員の配置の充実
イ 研修体制の充実 等

② 勤務環境の改善

ア 育児休業、介護休業
イ 年次有給休暇 等

(2) 施設毎の推計の考え方

① 病 院

現状及び以下の病床数や各部門の事由を考慮し推計する。

ア 病床数

- ・ 病床過剰地域については、増床しないことを基本とする。
- ・ 病床非過剰地域については、基準病床の範囲内において、具体的に整備の計画がされているものを基本とする。
- ・ 医療計画や医療費適正化計画等の改正や見直しについては、把握している限りにおいてその整合性を配慮する。

イ 各部門等

・ 病棟部門

医療の高度化や在院日数の短縮化等を踏まえた看護体制（施設基準）を考慮する。

産科・産婦人科病棟においては、分娩件数、産前・産後のケア、育児不安への対応等を考慮する。

院内助産所の設置及び助産師の配置を考慮する。

・ 外来部門

医療ニーズの高い外来患者や日帰り手術の増加などを考慮する。

助産師外来の設置及び助産師の配置を考慮する。

・ 病院管理・看護管理部門

病床規模に応じた専任のリスクマネージャーや地域医療連携のための担当者、労務管理・研修企画などのマネジメント機能の強化などを考慮する。

・ 訪問看護部門

在宅ケアの推進を考慮する。

・ その他

研修体制の充実・見直し等

② 診療所

ア 有床診療所

現状及び今後の動向を踏まえて推計する。

特に、産科診療所においては、分娩件数、産前・産後のケアを考慮する。

イ 無床診療所

現状及び今後の動向を踏まえて推計する。

③ 助産所

現状及び今後の動向を踏まえて推計する。